

事業者の皆様へ

～ セグロウリミバエの緊急防除に伴う規制 ～

令和7年4月14日から、うり類などの植物（野菜・くだもの）の移動が制限されます。

セグロウリミバエの緊急防除に伴い、沖縄本島内の26市町村から以下の植物は、外装（梱包やバンドル）に「移動制限植物検査 合格証」が貼られていなければ、本島外（本島内市町村に属する離島を除く）に移動できません。

移動制限植物検査 合格証が必要な植物（例）

【以下の植物の生果実と花】

（野菜）

うり類（ゴーヤー、カボチャ、ズッキーニ、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モーウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、

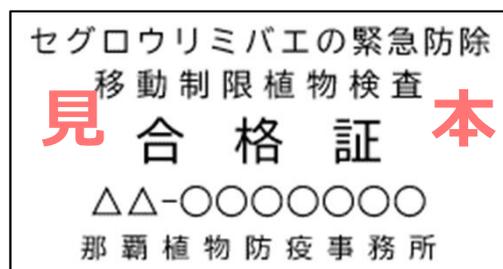
サインゲン、トウガラシ、ピーマン、パプリカ、トマト、ミニトマト、ペピーノなど

※ オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

（くだもの）

パッションフルーツ、パパイヤ、バンジロウ（グアバ）、ドラゴンフルーツ、パラミツ（ジャックフルーツ）、フトモモ、マレーフトモモ、スモモ、サポジラ、ノニ、オウギヤシ、ナンヨウザクラ など

※ マンゴウ、バナナ、パインアップルは、移動制限植物ではありません。



農林水産省

那覇植物防疫事務所 098-868-1679 那覇空港出張所 098-857-0054
平良出張所(宮古島) 0980-72-2433 石垣出張所 0980-82-2312